

新型コロナウイルスへの対応について

(令和5年5月8日以降)

GIFT

Switch

作成日：令和5年5月5日
志誠会グループ

児童が陽性となった場合の対応

令和5年5月8日以降

利用児童が陽性となった場合にはいつから療育を再開できますか？

令和5年5月8日より新型コロナウイルスの感染症法での位置付けが2類から5類へと引き下げられ陽性者に対する法的な外出自粛要請を行うことはなくなりました。

しかし、陽性者の場合発症後3日間はウイルス排出量が多く5日間を過ぎると排出量が大きく減少するといったエビデンスがあります。
行政としてはこれら踏まえた対応を推奨しています。

そこで志誠会グループの対応として表1を取りまとめました。
令和5年5月8日以降は利用児童が陽性となった場合の利用再開については表1の通りとします。

表1 児童が陽性となった後の利用再開時期について

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
発症後 1日目に 解熱した場合	発症 	解熱     					事業所へ連絡	利用可 
発症後 2日目に 解熱した場合	発症 	発熱継続 	解熱    				事業所へ連絡	利用可 
発症後 3日目に 解熱した場合	発症 	発熱継続 		解熱   			事業所へ連絡	利用可 
発症後 4日目に 解熱した場合	発症 	発熱継続 			解熱  		事業所へ連絡	利用可 
発症後 5日目に 解熱した場合	発症 	発熱継続 				解熱 事業所へ連絡 	利用可 	

※ 5日目以降も症状(発熱 喉の痛み 痰など)が続く場合は症状が改善した翌日から利用可能とする

園や学校での濃厚接触について

令和5年5月8日以降

園や学校で濃厚接触が疑われる場合は療育を利用できますか？

利用児童の同じクラスで陽性者が出た場合などは濃厚接触が疑われることもあるでしょう。

令和5年5月8日以降は学級閉鎖等の状況でない限りはクラス内での濃厚接触の有無だけではなく園や学校の先生方や保護者様へ丁寧に体調を確認したり、児童の検温や健康観察などを行い、症状が無ければ利用の受け入れを行います。








未就学児	朝のお迎え時に37.5度以上の発熱がある場合は保育士に状況を伝え乗車を見送ることがあります。(送迎担当者から事業所へ連絡し待機職員から保護者様へ状況を通知します)
	帰りの乗車前に37.5度以上の発熱があれば療育事業所にて抗原検査を実施し、事業所から園と保護者様へ連絡します。児童は基本的には事業所内の静養室で待機となります。
小学生	学校へのお迎え時に37.5度以上の発熱がある場合は一旦事業所へ連れてきて静養室にて休息をとり抗原検査を実施します。また保護者へお迎えを要請します。医療的ケア児と送迎車が重なる場合には事業所へ連絡し別便を要請します。また当該児童と医療的ケア児の部屋を分けるなどの対策を講じます。
	帰りの送迎時に37.5度以上の発熱や体調不良があれば乗車前に事業所から保護者様へ連絡しその後の対応をご相談します。学童への送迎の場合は事業所で待機させ保護者へお迎えを要請します。

家庭内での濃厚接触について

過去の傾向から利用児童の同居家族が陽性者となった場合は高い確率で利用児童も陽性者となっていました(家庭内感染)。

そのため家庭内で陽性者が確認された場合には陽性者が確認された日から最低2日間は利用を控えて経過観察を行いましょう。

利用児童に発熱・喉の痛み・咳や痰などの症状が見られない場合には保護者様と療育事業所で相談の上で利用の再開を可能とします。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
園や学校での濃厚接触	発熱や体調不良等がなければ利用の制限なし（学級閉鎖等の状況を除く）						
							
家庭内での濃厚接触	接触日	経過観察		利用再開（ご家庭と事業所で相談）			
	